

令和3年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名: 不動児童館 学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-:該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	定期的に運営指針の学習を行い、趣旨を理解したうえで、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援に努め、実態に応じ創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	放課後児童健全育成事業の役割を理解したうえで、子どもの状況、発達段階を踏まえ、健全な育成を図り、子どもの最善の利益を考慮して、育成支援に努めている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○子どもたちが安心して過ごせる生活の場として、安全面に配慮しながら、目的に応じたスペースや設備及び備品・環境の整備を行っている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○子どもの様子を日常的に伝え、子どもに関する情報を家庭とクラブで共有することで、保護者が安心して子育てと仕事を両立できるように支援している。また学校等の関係機関と連携している。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○個人及び、複数人で日常的な育成支援の振り返りや研修へ積極的に参加することで、職員は自己研鑽に励み、放課後児童支援員として必要な知識及び技能の向上に努めている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障している。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○放課後児童支援員等の言動が、子どもや保護者の心理や生活に大きな影響を与える場合もあるため、子どもや保護者の人権について十分に配慮し、守秘義務の徹底や個人情報の保護等に取り組んでいる。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情への対応に当たっては迅速かつ適切に解決を図っている。対応の仕組みを構築し、内容や対応の経過について職員会議等で共有し、事業内容の向上に活かす。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○職員間で、子どもの様子や出来事を伝え合いながら育成支援を行っている。連携が更にとれるよう、会議の開催や記録の作成を徹底する。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○区としては、令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援に努めている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○年齢や発達状況が異なる多様な子どもたちの特徴や子ども同士の関係を捉え適切にかかわることで、一人ひとりと集団全体の生活が豊かになるように支援を行っている。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○子どもが見通しをもって主体的に過ごせるよう援助している。また、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるよう、手洗いやうがいや整理整頓などの声かけを常に行っている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○地域社会で生活する平等な権利であると理解し、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、環境を整え、可能な限り受け入れている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○障害のある子どもが、クラブでの子どもたちの生活を通して成長できるよう、計画的に育成支援を行っている。また継続的に育成支援を行うために、支援内容を記録している。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○早期発見に努め、日常の様々な場面において、子どもの心身の状態を把握するとともに、直接保護者に会う時もその声に耳を傾け生活を支える努力をしている。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○家庭での養育について特別な支援が必要な状態を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、関係機関と連携するように努めている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知りえた事柄の秘密保持に留意している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○出席や早帰りなどの、事前情報をもとに日々見通しを持った保育にあたっては、子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭とクラブで情報を共有している。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○連絡帳での記載や、個人面談の場を設け、子どもの様子を伝えるようにしている。電話などの相談などにも、丁寧に対応するように心がけている。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○新型コロナウイルス感染症の影響で、親子行事を取りやめている。そのため、保護者組織との連携が取れていないが、個人面談やお迎え時の対話を大事にし、子どもの様子を伝えている。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	子どもが生活に見通しが持てるよう、育成支援の目標や計画を作成し、日々の子どもの状況や内容を記録するとともに、おたよりや保護者会等を通して子どもの様子や必要事項を、定期的に全ての家庭に伝えている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	運営に当たって、業務の実施状況に関する日誌、運営に関する会議や打ち合わせ、おやつや購入、遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、保護者や学校、地域の関係機関との連絡調整を行っている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	子どもの遊びと生活の場を広げ、連続性を保障するために、学校施設の利用状況などに関して、学校との情報交換や情報共有、職員との交流等を日常的かつ定期的に行っている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	学校施設の利用状況の確認や学級担任との情報交換の場において、クラブに通う子どもの不利益にならないように十分に留意している。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	新1年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、子どもの状況について情報交換や情報共有を行っている。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	子どもの生活について地域の協力が得られるように、民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や関係機関と相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るために、地域住民と連携、協力している。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	校庭や体育館を利用するに当たっては、年度当初に使い方を確認し、学校とも日頃から連携を図っている。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	△	児童館と連絡をとり、連携をとるように努めている。

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
17 衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○	手洗い・手指消毒などの声かけやチェック、着替えの対応など日常の衛生管理を子どもと共に行っている。感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めている。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために室内及び屋外の環境の安全性について毎日確認し、必要な補修を行っている。事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルに沿った訓練や研修を行っている。
	(3)防災及び防犯対策	○	毎月、地震や火災、不審者対応などの訓練を行い、事前に対応の確認、事後に振り返りを行い、不測の事態に対応できるように備えている。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○	出席予定の子どもが来所しない場合は、学校と連携して子どもの所在確認を行っている。帰宅経路の安全確認を行い、近隣で不審者情報があった際には帰宅時の見守りを行っている。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
18 施設及び設備	(1)施設	○	子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画を設けている。
	(2)設備、備品等	○	衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための玩具及び図書を備えている。
19 職員体制	(1)職員配置	○	職員は放課後児童支援員の資格を有しており、日々、資格を有する職員を複数配置している。放課後児童支援員認定資格を有していない職員に対しては、認定研修への参加を促している。
	(2)育成支援の実施	○	支援の単位ごとに職員を配置し、支援の提供時間を通じて他の職務に従事せず、適切に育成支援を行っている。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	放課後児童支援員が長期的に安定した形態で雇用している。
	(4)勤務時間	○	子どもを受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○	開所時間は、8:15～18:15(一部の学童保育クラブで8:00～19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23 運営主体	(1)運営主体の要件	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○	放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。
24	労働環境整備	○	労働実態や意向を把握し、健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努めている。また、健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から健康診断や細菌検査を実施している。
25 適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○	放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。
	(2)情報公開	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。